

2024年6月作成

環境経営レポート

2024年6月1日発行

(対象期間 2022年12月1日～2023年11月30日)



株式会社 山倉建設

目次

- ①環境経営方針
- ②環境経営目標
- ③環境経営計画
- ④目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況・次年度に向けての取組
- ⑤環境関連法規等のとりまとめと遵守状況のチェック表
- ⑥環境関連法規制への違反、訴訟等の有無、苦情対応
- ⑦組織図
- ⑧代表者による見直し

事業活動の概要

1.社名及び代表者名

株式会社 山倉建設
代表取締役社長 和田 明人

2.所在地

本社	〒380-0874	長野市大字茂菅字境沢西11-4
地蔵平資材置き場	〒380-0875	長野市大字小鍋字地蔵平
小鍋資材置き場	〒380-0875	長野市大字小鍋字神白
新諏訪倉庫	〒380-0873	長野市新諏訪2丁目10-21

3.環境管理責任者・担当者

取締役本部長 鈴木秀樹 (TEL026-233-1401)
事務局 持田徳賜 E-mail yamakura@yamakura-ken.com

4.事業内容

総合建設業 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業
舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業)
除雪業務委託
産業廃棄物収集運搬業 (主として工事の下請けをする際に必要なため取得)
一般廃棄物収集運搬業

保持する廃棄物収集運搬許可内容

	産業廃棄物収集運搬	一般廃棄物収集運搬
許可番号	2008073043	10085
許可年月日	2020年9月29日	2023年4月1日
許可の有効期限	2025年9月28日	2025年3月31日
事業の範囲 (事業の区分と廃棄物の種類)	収集運搬 (積替保管を除く) する産業廃棄物 ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず ・金属くず・	収集運搬 (積替保管を除く) する一般廃棄物 事業系一般廃棄物 (可燃ごみ、資源物 (紙類、缶類、びん類、ペットボトル)、木くず (伐採木、剪定木及び流木に限る。)・刈草 家庭から一時的に多量に排出されるごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (紙類、缶
運搬車両の種類と台数	8tダンプトラック 1台 2tダンプトラック 4台	2tダンプトラック 4台

受託した廃棄物の収集運搬量（56期）

産業廃棄物	無筋CO 6.2t	有筋CO 17.0t	As 5.2t
一般廃棄物	紙類 170.0kg		

5.事業規模

資本金 2,000万円

年間売上 649百万円(2022年12月1日～2023年11月30日)

従業員数 15名

事務所の延べ床面積 234.04m²

6.設立

1968年 7月10日

7.認証登録範囲

全組織、全事業を対象とする。

①環 境 経 営 方 針

地球環境問題の改善に取り組むことは、今や人類共通のテーマです。私ども山倉建設は、建設業を通じて地域環境整備に貢献してまいりました。今後は、事業を通じて循環型環境社会システムを構築し、『地球にやさしい』建設業を目標とし、経営者から全社員に至るまで、一致団結してこれに取り組み新しい形での会社の存続と発展を実現させます。そして常に、地球の未来を考える地域社会から信頼される企業を目指します。

2. 基本方針

前述の基本理念を踏まえ以下の6点を当社の環境方針と致します。

- A 環境に配慮した事業活動を行ない、環境保全活動の継続的な推進に努めます。
- B 環境関係法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- C 事業活動に使用する化石燃料等(軽油、ガソリン、灯油、電力)の省エネルギーに努め、CO₂削減に寄与し、地球温暖化防止に努めます。
- D 廃棄物の削減に努力し、発生した廃棄物は環境に細心の注意を払って、分別処理をし、リサイクルに努めます。
- E 建設工事に伴う環境負荷(騒音・振動等)の低減に努め地域に優しい施工を実行します。
- F 産業廃棄物収集運搬時のエコドライブに努めます。

この環境方針は社員全員及び協力会社に周知するとともに一般の方にも公開致します。

制定日 2009年11月1日
改定日 2024年7月6日
株式会社 山倉建設
代表取締役 和田 明人

作成	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	和田

②第56期(令和5年12月1日～令和6年11月30日)環境経営目標

作成日	2023年12月1日
-----	------------

当社における2008年度を基準に第57期及び中長期の環境目標を設定しました。

環境への負荷の軽減目標

項目	単位	基準値 (2008年度)	53期 年間	54期 年間	55期 年間	56期 年間	57期 年間	
二酸化炭素排出量 の削減	kg-CO2	154,323	134,261 13%削減	132,717 14%削減	131,175 15%削減	129,631 16%削減	128,088 17%削減	
廃棄物排 出量の削 減	再生可能廃棄 物排出量のリサ イクル率	t	1,525	—	—	—	—	
		%	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上	
	一般廃棄物の リサイクル率	%	80%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	
	コピー用紙購入 量の削減	--	--	コピー用紙使用量の削減を推進する				
産業廃棄物の排出量に関しては施工量で大きく変化し操作不可能な為、未記述とした。								
総排水量(水使用量)	m3	293	276 5.5%削減	500 見直し基準値	450 10%削減	447.5 10.5%削減	445 11%削減	
グリーン購入の推進		--	--	再生資材の使用を推進する 事務用品はエコ製品の使用を推進する				
環境保全活動の推進		--	--	構内緑化活動、環境保全事業への積極的参加、現場周辺の清掃などの取り組みを推進する 但し実施については新型コロナの感染状況を注視しながら判断する				
施工及びサービスの改善 (優しい施工、環境に配慮した工 事)		--	--	工事毎に気配りされた優しい施工、環境に配慮した施工を行う ・道路補修工事は近隣の住民に配慮する ・型枠として使用した板材は繰り返し使用する ・住宅工事は粉塵やごみを出さない施工をする ・工事副産物のリサイクルに努める				

- ※ 二酸化炭素排出量の目標は、2008年の実績を基準値として毎年1%づつの削減を目標とする。
- ※ 廃棄物等の目標については、排出量に関しては当社の努力で増減は不可能な為、未記述としているが、リサイクル率に関しては毎年99%以上を維持する。
尚、最終処分の必要な廃棄物が受注工事で発生した場合は、我々側での変更削減是不可能なので、目標数値に達成しないとして、もやむを得ないとする。
- ※ 総排水量の目標は、2008年度の実績を基準値として、毎年0.5%づつ削減する。(昨年考えた見直しについては1年延期とする。)
- ※ 購入電力の排出係数については、2022年度事業者別排出係数の中部電力ミライズ(株)の調整後排出係数を使用している。(0.459kg-CO2/kWh CO2排出原単位)
- ※ 化学物質の管理については徹底することが大前提ではあるが、実際の作業は無い。(MSDSの入手のみ)PRTR物質の使用も無いので環境目標から外す事とする。

作成	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	和田

③第57期環境経営活動計画

作成日 2023年12月1日

「環境目標」及び「環境への取り組みのまとめ」の結果より、環境活動計画を作成した。

平成21年11月より、この計画に沿って、工事部門及び事務所部門担当者が環境計画を進めて行くこととしました。

昨年1年間において、実施が認められる項目については二重丸を記入、実施未達ではあるが引き続き活動目標とする項目については丸を記入する。

環境目標		環境活動内容	対象範囲		
			本社	現場	
二酸化炭素排出量削減	電力使用量の削減	エアコン温度設定及び室温管理	◎		
		不要照明の消灯徹底	◎		
		退社時のパソコン電源オフ	◎		
		ソーラー式装置等の優先使用		◎	
	ガソリン・軽油の使用量の削減	現場における適材適所の機械使用		◎	
		アイドリングストップ活動の推進	◎	◎	
		エコドライブの徹底	◎	◎	
		車輌入替時には低燃費車購入の積極的検討	○	○	
		環境対策型建設機械の購入	◎		
		環境対策型建設機械の使用		◎	
総排水量	水使用量の削減	水道の蛇口をこまめに締める	◎		
		節水アピールの強化	◎		
		現場における水使用量の把握		○	
紙資源の使用量	コピー用紙の購入量の削減	コピー用紙の裏面使用の推進	◎		
		両面コピーの推進	◎		
		書類管理の紙以外の媒体使用の推進	○		
		電子媒体によるデータ保存の実施	◎		
		紙類の分別収集	◎		
廃棄物排出量の削減		産業廃棄物のマニフェスト管理の徹底及び再資源化処理施設への搬入推進		◎	
		一般廃棄物のリサイクル率85%以上を目指す	◎		
建設資材、事務用品等		再生資材の使用(碎石・合材等)		◎	
		グリーン購入の推進	○		
		コピー用紙・ファイル・封筒についてはエコ製品の使用を推進する	○		
環境保全活動		構内緑化活動(花植え)	◎		
		環境保全事業への積極的参加	◎		
		現場周辺の清掃作業		◎	
		会社周囲及び頼朝山登山道の草刈ボランティアの実施	◎		
		ソーラーパネル設置による電力確保	◎		
施工及びサービスの改善 (優しい施工、環境に配慮した工事)		道路補修工事は近隣の住民に配慮する		◎	
		極力型枠を使用し板材は繰り返し使用する		◎	
		住宅工事は粉塵やごみを出さない施工をする		◎	
		工事副産物のリサイクルに努める		◎	
				◎	

各活動担当者

何を	力型枠を使用し板材は繰り返し使用する	いつ
電力使用量の削減 (エアコン等の温度設定) (消灯・電源オフ)	総務課 持田 総務課 持田 最終帰宅者	日常職務時 同上 帰社時
ガソリン・軽油の使用量削減 環境対策型建設機械及びエコ・カー導入	車両・重機運転者全員 各現場では責任者 社長	使用時 施工計画時及び施工時 車両入替時
水使用量の削減	監督 鈴木 実行 総務、事務員 現場では代理人が水の使用量を把握	日常随時 現場施工時
コピー用紙の裏面利用推進 両面コピー推進 書類管理の紙以外の媒体使用の推進	監督 鈴木 実行者 全員	日常随時
廃棄物排出量の縮減 紙類の分別収集 産業廃棄物のマニフェスト管理の徹底 再資源化処理施設への搬入推進 一般廃棄物のリサイクル率85%	監督 鈴木 総務 持田 各現場代理人 総務 持田	各工事施工計画時 日常随時 各担当工事において 日常随時
再生資材の使用 グリーン購入の推進 エコ製品購入の推進	各現場代理人 総務 山口 社長・総務	各担当工事において 備品購入時 備品購入時
環境保全事業への積極的参加 社外ボランティア活動の実施 構内緑化活動 現場周辺の清掃活動	社長・鈴木・持田 社長以下全従業員 社長・総務 各現場代理人	業務公告時 定期的に実施 各現場施工時

作成	環境管理責任者	代表者
作成日	2024年4月1日	
持田	鈴木	和田

④目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況・次年度に向けての取組

環境への負荷の軽減目標と達成状況【令和4(第56期)年の数値目標】

	単位	目標	実績	達成状況
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	129,631	103,628	○
再生可能廃棄物排出量のリサイクル率	%	99%以上	99.60%	○
一般廃棄物のリサイクル率	%	85%以上	100.00%	○
総排水量(水使用量)	m3	447.5	494	△

○:達成、△:わずかに未達成、×:目標の半分以下

1) 二酸化炭素排出量の削減について

第56期の年間目標129,631kg-CO2に対して実績103,628g-CO2と目標を達成した。

年間目標の約80%で収まったのはなかなか良い結果だったと言える。

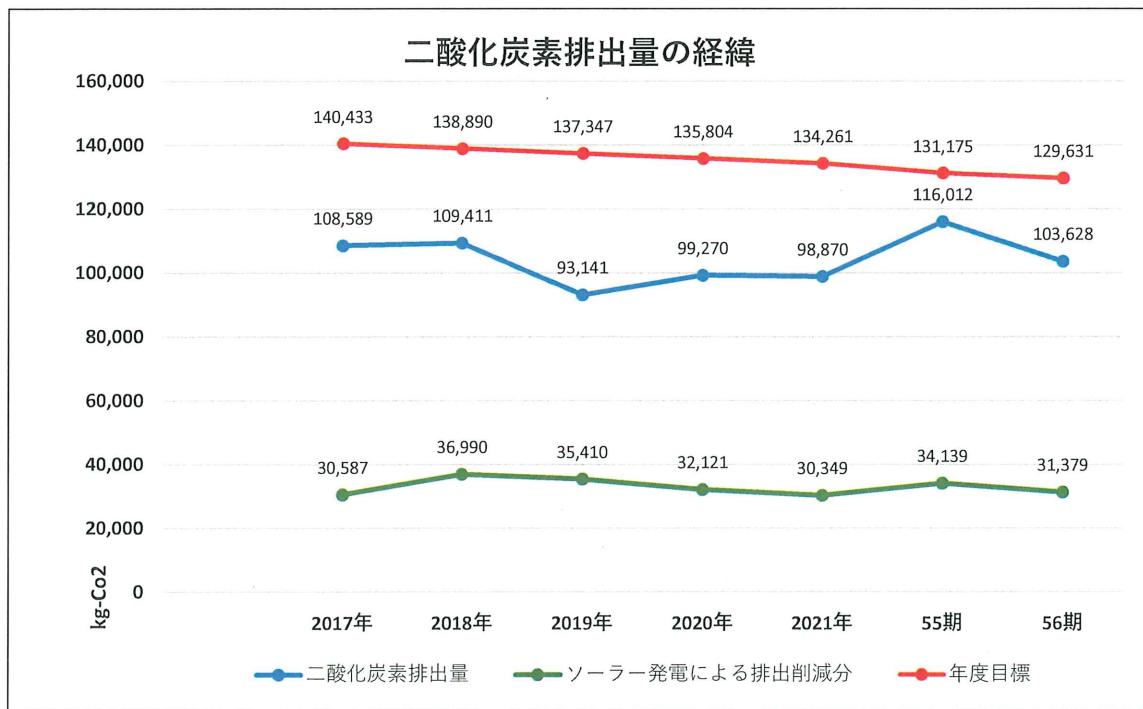
2030年に向けた指標108,000kg-CO2に対しても上回っている。

エネルギー使用量も前年より減少している。除雪等で使用する軽油の消費が増えた。

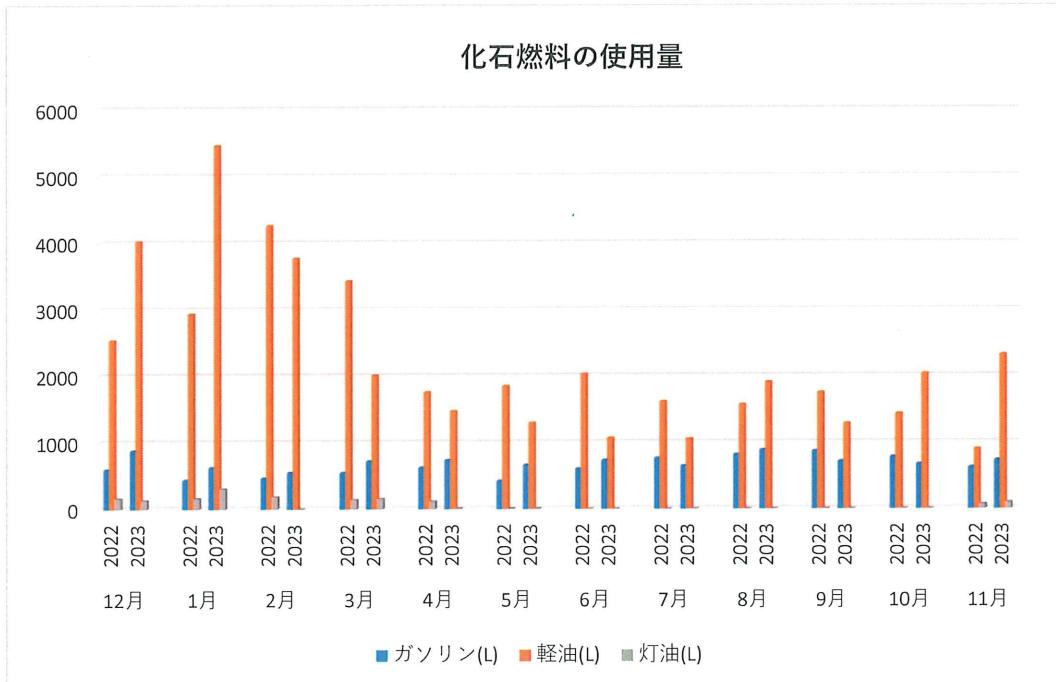
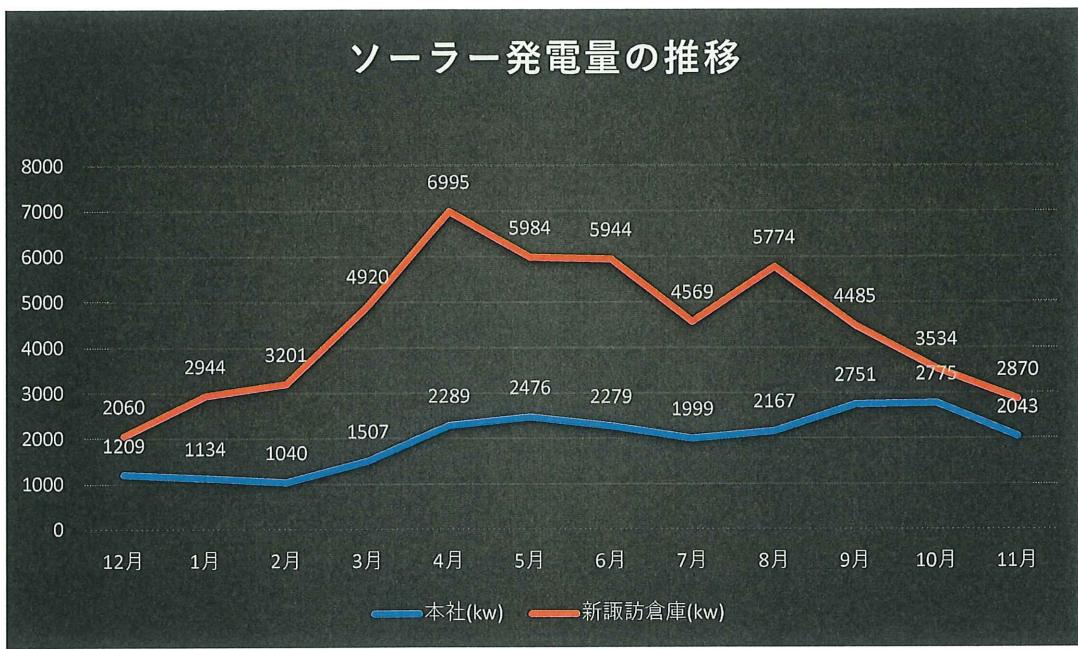
ソーラーパネル発電による排出量削減は31,379kg-CO2となり、排出目標の

30.2%前後に相当する。

この削減量を考慮すると、最終的に72,249kg-CO2の排出量となった。



除雪の作業量が増えると二酸化炭素の排出量も上昇する。除雪機械の稼働時間の操作は出来ないが、傾向を追いかけるのは大切である。



(排雪作業状況)



(除雪作業状況)

冬期間における
除雪車量の化石
燃料消費量が二酸
化炭素排出量を
左右する。

電気使用量は19,296kWhと昨年より減少した。猛暑になる時期が年々早くなっているイメージが有り、冷房だけを考えても使用量は増えていく方向にあると考える。



(28°C設定では室内は冷えない位
日中の気温が上がっている。)



(細かい無駄の削減は継続して行きます。)

2) 水使用量の削減について

水使用量の目標見直し447.5m³に対し、使用量は494m³、今年も増加傾向にあります。年間を通じて水の消費量に大きな違いはあまり無いと思われます。変化が無いようであればこのまま今後の推移を見守りたいと思う。

3) 紙資源使用量の削減について

電子媒体の積極使用による紙資源使用量の削減については今年も進めていく予定です。
裏紙使用についても定着したと思われる。

4) 廃棄物リサイクル率の向上と最終処分量削減について

産業廃棄物の総排出量は798.75 tと前年度より減少しました。大量にAs塊が排出される舗装工事のウェイトが低かったと言う事です。
再資源化を行っている業者に出しておりリサイクル率はほぼ100%になります。

5) 建設資材、事務用品等

例年同様発注者の意向に沿ってリサイクル品の使用を進めて行きます。
再生碎石やAs合材については、ほぼ再生率100%の製品を使用している。
グリーン購入の推進についても、例年同様進めていきます。

6) 環境保全活動について

新型コロナの感染拡大も落ち着き漸くコロナ前の生活が戻って来ています。
環境活動も以前の様な進め方でいけると考えています。



(現場周辺の草刈り活動)



(現場周辺の草刈り活動)

夏場の野外での活動はマスクを着用したままだと危険な場合があるのでケースバイケースで着用を指示したいと思います。

関係者全員の努力に感謝すると共に今後も同様の協力をお願いします。

7) 次期の取組内容

地道な努力はマンネリ感を生み時として停滞しがちだが一歩づつ着実に進めて行きたい。

① コピー用紙購入量の削減

今年度も同様無駄を減らしていきたい。

② 環境保全事業への積極的参加

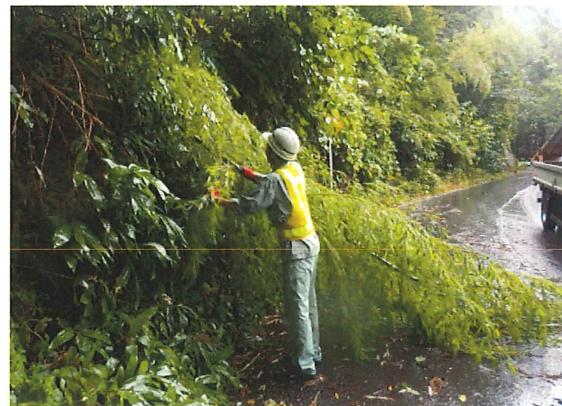
ボランティア活動への参加を含め可能なものは今年も積極的に実施したいと思います。

④ 環境保全と労働安全の両立化

次期も猛暑やゲリラ豪雨などの近年の顕著な環境変化に対応しながら安全な施工を進め安心企業の位置を確立させる。（短時間の豪雨による倒木案件が増えています。）



ゲリラ豪雨による倒木の除去作業状況



ゲリラ豪雨による倒木の除去作業状況

⑤ 次のステップへ

目指していることが間違えない方向に進んでいる、この方法が近隣地域延いては地球環境の維持・改善に寄与すると信じて進めて行きたい。

8) その他

今年度もエコアクションの活動を水平展開させてSDGsの活動へと繋げて行き持続可能な社会の構築に貢献していきたい。

⑤環境関連法規等のとりまとめと遵守状況のチェック表

作成日	2012年9月 5日
遵守評価日	2024年4月1日

作成	遵守評価	環境管理責任者	代表者
持田	鈴木	鈴木	和田

環境法令等	要求事項	順法状況	備考
騒音規制法	地域別騒音規制基準の遵守 特定建設作業の届出 開始7日前（市町村長宛） 日曜、休日、夜間の当該作業の禁止 作業開始前の付近住民への説明と苦情の未然防止措置	順守 順守 順守 順守	
振動規制法	地域別振動規制基準の遵守 特定建設作業の届出 開始7日前（市町村長宛） 日曜、休日、夜間の当該作業の禁止 作業開始前の付近住民への説明と	順守 順守 順守 順守	
水質汚濁防止法	有害物質（カドミウム、有機リン化合物、鉛など）を含む浸透水を地下に浸透させないこと 事故により油を流出させたときは知事に届け出ること	該当無し 該当無し	
大気汚染防止法	特定粉じん（石綿＝アスベスト）の規制 (特定粉じん排出等作業を伴う建設工事) ・事前調査・説明（法18条の17） ・解体等工事を施工するとき、掲示板の設置・ 調査結果等の掲示（法18条の17） ・作業基準遵守（法18条の18）	該当無し	
既設建築物におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る手続きについて (実施要領) [長野県]	既存建築物等におけるアスベスト含有建材の適正撤去・処分に係る手続き	該当なし	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄の禁止 木くず、型枠などの野外焼却禁止 産業廃棄物の適正処理(排出事業者) ・自社による運搬時の表示、書類携帯	順守 順守 順守	

	<ul style="list-style-type: none"> ・保管基準(60cm四方の表示、飛散・浸透防止) ・建設事業に伴い発生する産業廃棄物を、排出した事業場外において保管する時には 予め県知事に届け出る。(保管面積300m²以上) 保管を廃止した場合は、30日以内に届け出る。 ・収集、運搬、処分等の委託の基準 ・多量排出事業者(6月末までに減量等計画の提出、実施状況の報告) ・マニフェストの発行 マニフェストの返却確認 (B2,D票90日,E票180日以内に返送ない場合は 30日以内に県知事へ報告) マニフェストの保管 (A、B2,D,E票5年間) マニフェスト交付等状況の報告書の提出(毎年6月末まで) 産廃処理業者から処理困難通知を受けた時の対応 産業廃棄物処理業の許可等 運搬受託者としてのマニフェストの対応 収集運搬業者の虚偽のマニフェストの交付等の禁止 一般廃棄物の処理(排出事業者) 一般廃棄物処理業の許可 	順守 該当無し 該当無し 順守 順守 順守 順守 順守 順守 該当なし 順守 順守 順守 順守 順守 取得	
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 (長野県) 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	<p>保管の基準 地面を掘り下げ又は地中での保管基準 火災防止 木くずは容器がない場合は90日以上はできない 木くずチップは容器がなければ180日以上はできない 木くずチップの保管の表示、基準</p> <p>産廃の適正処理を目的とした調査・確認・措置 (法:注意義務)及び不適正処理(おそれ)の場合の必要な対応(排出事業者)</p> <p>産業廃棄物の適正な処理に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事受注者の講ずべき措置 (県条例16条、市条例25条) <p>雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告 (6月末までに産廃処理業者は報告) (県条例54条) ・準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画 (6月末までに減量等計画の提出、実施状況の報告) (市条例79条) 	該当無し 契約締結の際等に 確認 順守 順守 多量排出該当	

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 工事等当該市町村における廃棄物条例	その地域における廃棄物の処理	順守	
工事等当該市町村の環境保全に関する条例等	その地域に求められる環境の保全	順守	
建設工事に係わる資材の再生資源化に関する法律 (建設リサイクル法)	特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の再資源化を行うこと 工事に当っては再資源化された建設資材を使用すること 対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付する 元請業者は下請業者に対し、県知事又は市長への届出事項を告知すること	順守 順守 順守 順守	
資源有効利用促進法	再生資源の利用(法15条) ・再生資源利用計画の作成等(省令8条) ・管理体制の整備(省令9条) 指定副産物に係る再生資源の利用の促進(法34条) ・再生資源利用促進計画の作成等(省令7条) ・管理体制の整備(省令8条)	順守 順守	
建設副産物適正処理推進要綱（国交省）	建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を適切に実施する基準	順守	
土木工事現場必携（長野県）	共通編12 建設副産物対策	順守	
消防法 長野市火災予防条例	消火器等の消火設備の設置 火災警報設備の設置 避難設備、経路の確保 (ドアの前に荷物を置かない等) 指定数量未満の危険物（法9条の4） 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、届出等（長野市条例30～32条、46条）	順守 順守 順守 順守 順守	
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (オフロード法)	適正燃料の使用(軽油) 点検整備の励行 オフロード法基準適合車輌の使用	順守 順守 順守	

フロン排出抑制法	<p>第一種特定製品（業務用エアコン）の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の維持保全 ・点検（異常音、外観損傷、熱交換器の霜付着） ・漏えい時の措置 ・点検・整備に係る記録 <p>管理者として第一種特定製品廃棄時の対応</p> <p>特定解体工事元請業者としての対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品の設置の有無についての確認及び説明 ・第一種フロン類引渡受託者の場合の対応 <p>フロン類の放出の禁止</p>	順守 該当なし 該当なし 順守	
家電リサイクル法	特定家庭用機器（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）が廃棄物になったものの対応	順守	
発注仕様等（環境関連）	法規等を含め、記載事項の対応	順守	
道路交通法施行規則	安全運転管理者の業務 酒気帯びの有無の目視確認(第9条10の6) 内容の記録・1年間の保存(第9条10の7)	順守	

⑥環境関連法規制への違反、訴訟等の有無

社長及び環境管理責任者が台帳を元にチェックをした結果、

環境関連法規への違反はありません。

尚、訴訟及び、関連当局からの指摘は過去4年間ありません。

今後も同様に違反等を起こさないように注意しつつ業務に努めて参ります。

外部からの苦情受付結果

作成	環境管理責任者
持田徳賜	鈴木秀樹
作成日	2011年6月1日
遵守評価日	2024年4月1日

当社は施工に先駆けて、工事現場及び近隣地区の地区代表・沿線住民に対して工事の内容、工程を充分に説明し、工事内容の案内配布・回覧等を行っています。

騒音・振動等予め迷惑をかけると思われる工種についてはその内容・時期等をくわしく説明することを心がけています。

従って、現在に至るまで外部からおおきな苦情があったことはありません。

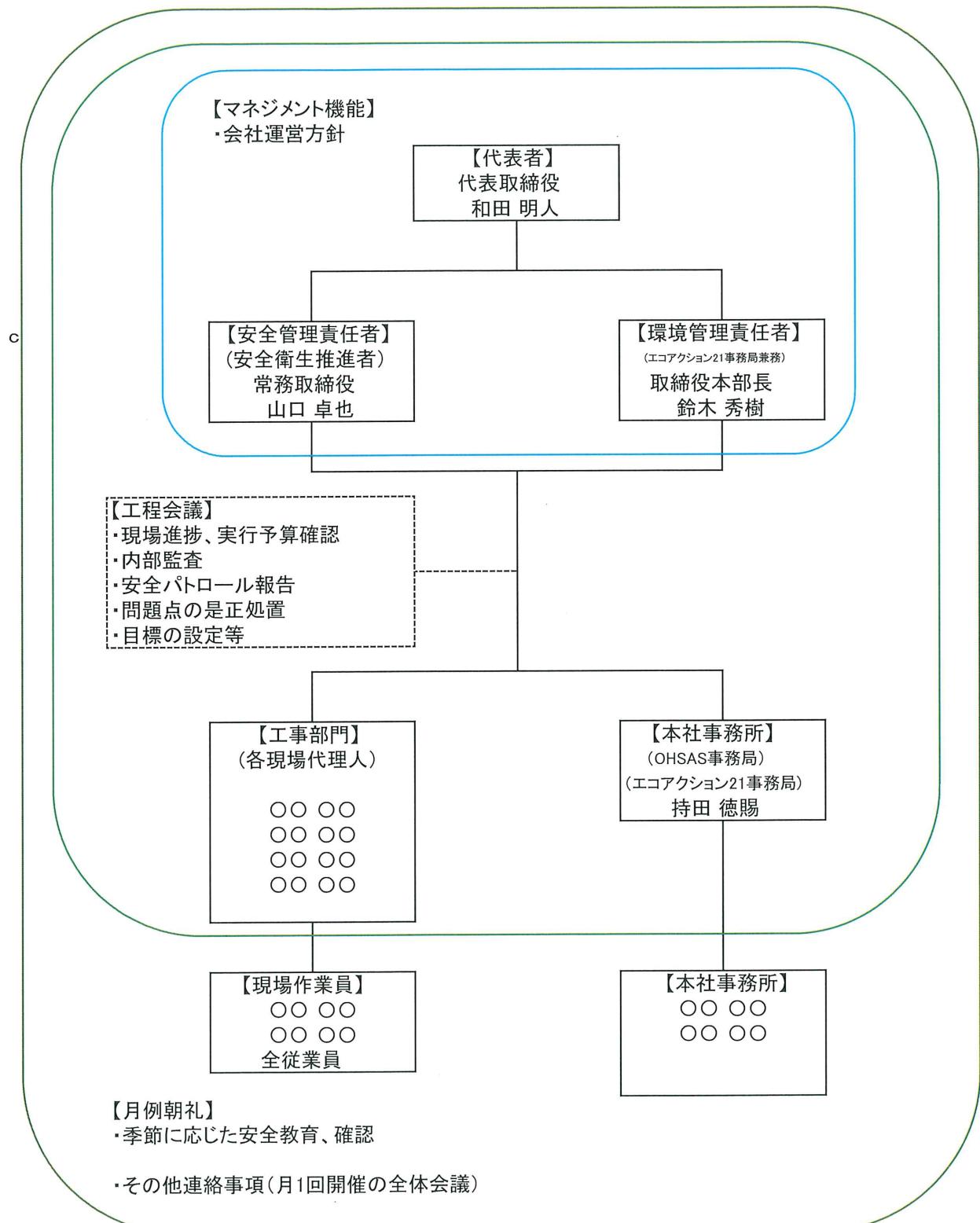
また、小さなクレーム等があった場合には即座に対応し、なるべく当日の内に解決するよう努力しています。

⑦ 5.3.1 組織図

組織の命令系統を組織図で示す

作成:2009年11月1日
確認:2024年4月1日

作成	確認	確認	承認
持田	山口	鈴木	和田



⑧ 代表者による見直し

8回目の更新審査を迎えることなく活動を続けて頂けることいつも感謝しています。『地域開発に貢献する信州の優しい会社を目指して』をスローガンに毎日頑張っていますが、『優しい』というのは工事施工によって生ずる近隣住民方々へのご迷惑等へのフォローだけではなくやはり施工機械の稼働時に発生する二酸化炭素の排出量を如何に削減していくのか、これに注力していくことが地球への『優しい』になるのだと思っています。二酸化炭素対策型建設機械の最新バージョンの導入をはかることは会社で取り組むべき命題であると認識していますが気配りされた施工も大切な要素です。皆様のご協力をお願い致します。

1.環境経営方針

例年同様環境目標の基本方針に関しては現状のままとする。
但し現場や事務所の様子を見ながら必要に応じて来年度以降に反映させる。

2.環境経営目標

二酸化炭素排出量の削減はほぼ順調である。今後もこのペースを維持したい。
総排水量のについては半期ごとに状況を確認して歯止めをかけたい。

3.環境経営活動計画

下方修正せずにこのまま目標とする。

4.環境経営システム

これに関しても今のところ変更は考えない。但し我々の弱点と思われる箇所は見直しを行い新たな武器に繋がる様検討を進めたい。

5.実施体制

変更なし、このままとする。

2024年 7月 5日

代表取締役

和田 明人

」